

水戸市の景観に関する取組

「都市景観重点地区」の指定と
「屋外広告物特別規制地区」の拡大について

水戸市 都市計画課 景観室

はじめに①

【本市のまちづくりの取組】

水戸ならではの個性を生かし
魅力を高めるまちづくり

多くの人が来て、
見て楽しめる
魅力ある
交流拠点づくり

水戸ならではの
歴史・自然を生か
した魅力ある
景観づくり

水戸の歴史の象徴でもある
本地区の**歴史的景観づくり**の推進

はじめに②

【本地区の景観づくりの取組】

『歴史』のまちであることを
多くの人が感じられるように

- 歴史的建造物の復元
(水戸城大手門など)
- 道路景観整備
- 学校の外構の景観整備

など



(水戸城大手門※復元イメージ)



(水戸三高周辺)



※市民参加型の
協働事業



(三の丸脚時庁舎前)

はじめに③

【本地区の景観づくりの取組】

『歴史』のまちであることを
多くの人が感じられるように

- 歴史的建造物の復元
(水戸城大手門など)
- 道路景観整備
- 学校の外構の景観整備

など

+

地区全体で『歴史』を意識した
景観づくり
良好な景観を守り、育む

新たなルールを導入

都市景観重点地区の指定
屋外広告物特別規制地区の拡大

都市景観重点地区について①

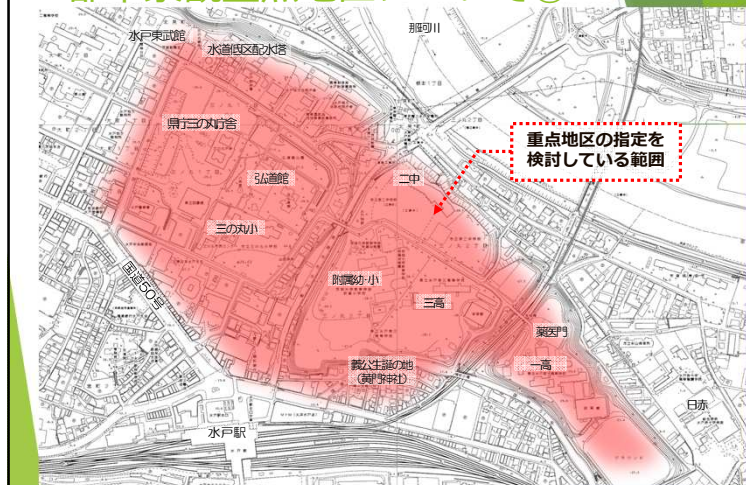
【都市景観重点地区とは】

歴史的な雰囲気を残す特色のある地区など、優れた都市景観づくりを行う必要がある地区について、「水戸市都市景観条例」に基づき指定します。

地区の指定にあたっては、目指すべき景観を定めた「基本目標」や「ルール（都市景観基準）」を策定します。

水戸の歴史を象徴する本地区においては、地区全体で共通の目標を持って景観づくりに取り組む必要があると考えています。

都市景観重点地区について②



都市景観重点地区について③

【地区の景観特性】

弘道館や水戸城跡をはじめとした多くの歴史的資源がある
歴史・文化のまち

斜面緑地や弘道館公園などの多くの緑がある
緑豊かなまち

水戸駅南側の商業施設などの都市的なにぎわいが感じられるまち
にぎわいが感じられるまち

地区の景観特性を生かした景観づくりの「目標」と「ルール（都市景観基準）」

都市景観重点地区について④

景観づくりのルールって何のルール？



建物、門・塀などの工作物、屋外広告物の形態や意匠、色彩 や 緑化 など

どういうときにルールを守らないといけないの？



新築する時、増改築する時、外壁を塗替える時 など

屋外広告物特別規制地区①

【屋外広告物特別規制地区とは】

地区の個性を生かした景観づくりのために、歴史的な雰囲気を残す特色ある地区など、屋外広告物の規制が特に必要な地区について、「水戸市屋外広告物条例」に基づき指定します。

屋外広告物は、まちの活気やにぎわいを演出する効果がある一方で、より目立たせたいとする傾向があります。

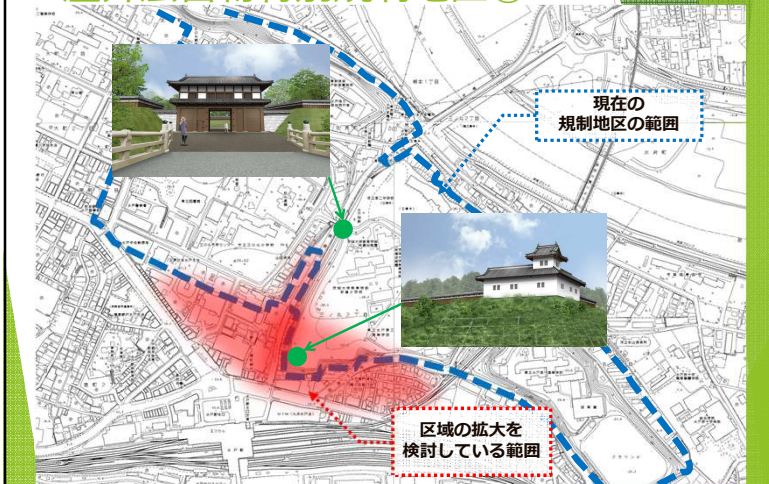
本地区のように、「歴史」を意識した景観づくりを進めていくためには、屋外広告物の規制が必要と考えています。

屋外広告物特別規制地区②

【屋外広告物特別規制地区とは】



屋外広告物特別規制地区③



屋外広告物特別規制地区④

【規制による効果のイメージ】



※規制しない場合には、左図のような広告物の設置が可能

屋外広告物特別規制地区⑤

【地区の指定を受けると】



規制対象の屋外広告物

新たに設置



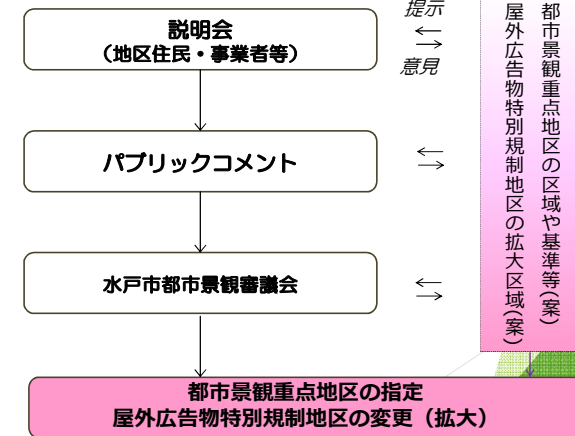
不可

現在ある

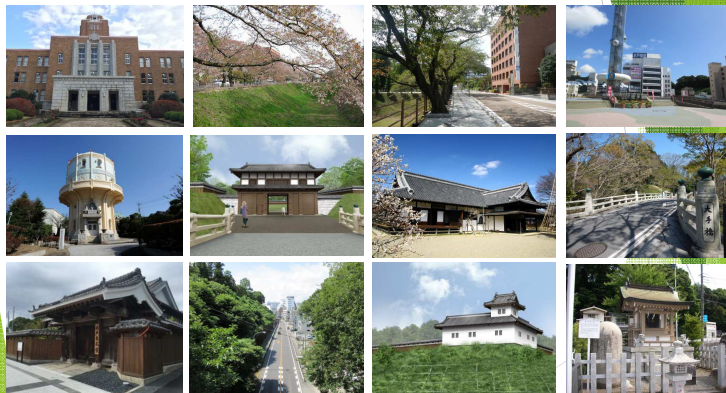


撤去や改修が必要

今後の流れ（予定）



弘道館・水戸城跡周辺地区
景観づくり勉強会



水戸市 都市計画課 景観室